

第四十二条中「前二条」を「第三十七条又は第三十八条」に改め、同条を第四十条とする。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第十六条第一項の規定により設置されている原子力災害対策本部は、この法律の施行後は、前条の規定による改正後の原子力災害対策特別措置法第十六条第一項の規定により設置された原子力災害対策本部とみなす。

(独立行政法人放射線医学総合研究所法の一部改正)

第二十六条 独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第十七条」を「―第十九条」に、「第十八条・第十九条」を「第二十条・第二十一条」に改める。

第十六条を次のように改める。

(緊急の必要がある場合の主務大臣の要求)

第十六条 主務大臣は、原子力災害(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二条

第一号に規定する原子力災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十四条に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

2 研究所は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第四章中第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

(主務大臣等)

第十七条 研究所に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣
- 二 第十四条に規定する業務のうち、原子炉の運転等により生じた事故により放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等により生じた事故により放出された放射線（以下この号において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線による人体の障害の予防、

診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

三 第十四条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学

大臣

2 研究所に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

3 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見)

第十八条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、

「評価委員会及び環境省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第二号に規定する業務に関し、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に

よる勧告をしようとするとき。

(循環型社会形成推進基本法の一部改正)

第二十七条 循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物」を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」に改め、同条第二項第二号中「並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物」を削る。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)

第二十八条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に改め、「実用発電用原子炉」の下に「（次号において単に「実用発電用原子炉」という。）」を加え、同項第二号中「第二十条第一項第四号に掲げる原子炉」を「第二条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）」

に改め、同条第五項第二号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第三条第三項及び第四条第三項中「原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改める。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止)

第二十九条 独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）は、廃止する。

(職員の引継ぎ)

第三十条 この法律の施行の際現に独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、原子力規制庁の相当の職員となるものとする。

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

第三十一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

の一部を次のように改正する。

第二百五条第一項中「この項及び第三項において」を削り、「指定行政機関の長（同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。）」を「原子力規制委員会」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に、「指定行政機関の長」を「原子

力規制委員会及び国土交通大臣」に改め、同条第二項中「指定行政機関の長」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改め、同条第三項中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に、「指定行政機関の長」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改め、同条第四項中「指定行政機関の長が第一項」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。）が第一項」に、「又は指定行政機関の長」を「又は原子力規制委員会」に、「指定行政機関の長は」を「原子力規制委員会は」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第五項中「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第十二項中「原子力安全委員会の意見を聴いて」を削り、同条第十三項中「主務大臣」とあるのは「指定行政機関の長（原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。）」と、「を削り、」を削り、「防災計画」の下に「原子力災害対策指針」を加え、「同条第一項中「原子力災害事後対策」を「同条第一項中「原子力災害事後対策は」に、「同じ。」を「同じ。」は」に、「同項第一号中「緊急事態応急対策実施区域その他」とあるのは「応急対策実施区

域その他」と、同号及び同項第三号中「緊急事態応急対策実施区域等」とあるのは「応急対策実施区域等」を「同項第一号及び第三号中「原子力災害事後対策実施区域」とあるのは「応急対策実施区域その他所要の区域」に改める。

第百六条中「指定行政機関の長」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改める。

第百七条第四項を削る。

第百八十三条の表第百五条第一項及び第百五十二条第二項の項を削り、同表第百五十一条第一項の項の次に次のように加える。

第百五十二条第二項	次条	第百八十三条において準用する次条
-----------	----	------------------

第百八十八条中「指定行政機関の長の」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改める。

第百九十二条第二号中「指定行政機関の長」を「原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）」に改める。

場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣」に改め、同条第三号中「き損」を「毀損」に改める。

(独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正)

第三十二条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第五号イ中「放射性廃棄物」の下に「実用発電用原子炉」を加え、「第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉」を「第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。」
第二十八条第一項第四号ロにおいて同じ。)に改める。

第二十八条第一項第三号中「文部科学大臣」を「文部科学大臣及び原子力規制委員会」に改め、同項第四号中「及び経済産業大臣」を「、経済産業大臣及び原子力規制委員会」に改め、同号ロ中「第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「第二条第五項に規定する発電用原子炉(実用発電用原子炉を除く。)」に改める。

第二十九条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定 これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

二 前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定 これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに経済産業省及び環境省の独立行政法人評価委員会」とする。

第二十九条第二項中「経済産業省」を「経済産業省及び環境省」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正）

第三十三条 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平

成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「とは、」の下に「実用発電用原子炉（ ）を加え、」第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉」を「第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。第五項において同じ。」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十四条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第四項中「独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含み、」を削り、同条第五項第一号ハを削り、同号二を同号ハとし、同号ホを同号二とする。

第八十八条第二項第一号ホ中「独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）第十五条第三項、」を削り、同項第二号口中「第八十五条第五項第一号イからハまで」を「第八十五条第五項第一号イ及びロ」に改め、同号二中「第八十五条第五項第一号二及びホ」を「第八十五条第五項第一号二及びロ」に改める。

（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十五条 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法

律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

(原子力損害賠償支援機構法の一部改正)

第三十六条 原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「次号において」を「以下この号及び次号において」に、「第二十三条

第一項第一号」を「第四十二条の四第一項」に、「同項」を「原子炉等規制法第二十三条第一項」に改め、

同項第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された

放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の一部改正)

第三十七条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放

出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)の一部

を次のように改正する。

第三十一条第一項ただし書中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、「行った同法」の下に

「第二十七条の四第一項又は同法」を加える。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣府設置法の一部改正)

第四十条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十七号の次に次の一号を加える。

四十七の二 原子力損害の賠償に関すること。

第三十七条第二項の表原子力委員会及び原子力安全委員会の項を次のように改める。

原子力委員会	原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）及び原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）
--------	---

（国家行政組織法の一部改正）

第四十一条 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一中	環境省			環境省	原
子力規制委員会					

に改める。

を

（文部科学省設置法の一部改正）

第四十二条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五款 放射線審議会（第十九条）」を「第五款 削除」に、「第四節 地方支分部局（第二十五条）」を「第四節 削除」に改める。

第四条第七十号から第七十五号までを次のように改める。

七十から七十五まで 削除

第六条第二項中 「国立大学法人評価委員会
放射線審議会」
を「国立大学法人評価委員会」に改める。

第三章第二節第五款を次のように改める。

第五款 削除

第十九条 削除

第三章第四節を次のように改める。

第四節 削除

第二十五条 削除

(経済産業省設置法の一部改正)

第四十三条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十七号及び第五十八号を次のように改める。

五十七及び五十八 削除

第十七条中「第五十九号まで」を「第五十六条まで、第五十九号」に改める。

第二十条の見出しを「(産業保安院)」に改め、同条第一項中「原子力安全・保安院」を「産業保安院」に改め、同条第二項中「原子力安全・保安院」を「産業保安院」に改め、「原子力その他の」を削り、「係る安全」の下に「(原子力に係るものを除く。)」を加え、同条第三項中「原子力安全・保安院」を「産業保安院」に、「第五十七号から第五十九号まで」を「第五十九号」に改め、同条第四項中「原子力安全・保安院」を「産業保安院」に、「原子力安全・保安院長」を「産業保安院長」に改め、同条第五項中「原子力安全・保安院」を「産業保安院」に改め、同条第六項中「原子力安全・保安院」を「産業保安院」に改める。

第二十一条中「原子力安全・保安院」を「産業保安院」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四十四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第九十四号を次のように改める。

九十四 削除

(環境省設置法の一部改正)

第四十五条 環境省設置法(平成十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 環境省に置かれる職及び機関」を「第三章 本省に置かれる職及び機関」に、「第四

節 地方支分部局(第十二条)」

節 地方支分部局(第十二条)」を

「第四章 原子力規制委員会(第十三条)」

に改める。

第三条中「という。」の下に「並びに原子力の研究、開発及び利用における安全の確保」を加える。

第四条第八号中「環境基本法」の下に「(平成五年法律第九十一号)」を加え、同条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 原子炉の運転等により生じた事故等により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること。

第四条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第 号)第四条第一項に規定する事務

第三章の章名中「環境省」を「本省」に改める。

第七条中「審議会等」の下に「で本省に置かれるもの」を加える。

第十二条第一項中「環境省」を「本省」に改め、同条第二項中「第四条第四号から第六号まで」を「第四条第五号、第六号」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 原子力規制委員会

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて環境省に置かれる外局は、原子力規制委員会とする。

2 原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

理由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさざるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を、環境省の外局として設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止に伴う独立行政法人原子力安全基盤機構の職員の引継ぎ関係について、平成二十四年度において約二十二億円の見込みである。